

八街市学校給食センター調理場集約化事業に係る公募型プロポーザル審査基準

1 目的

この基準は、八街市学校給食センター調理場集約化事業に係る公募型プロポーザルにおける提案者（以下「参加者」という。）のうちから、八街市にとって最も有益な者を選定するため、必要な事項を定めるものとする。

2 審査方法及び選定

プロポーザル参加者が提出した集約化計画提案書及びプレゼンテーション等の内容について、限度額内の見積価格で提案した者のうち、別表の「八街市学校給食センター調理場集約化事業審査基準表」（以下「基準表」という。）に基づき、八街市学校給食センター調理場集約化事業公募型プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）が審査し、得点が最も高い参加者を受託候補者として選定する。（「(3)」最低基準点」に定める最低基準点未満の者を除く。）

(1)第1次審査（書類審査）

第1次審査は書類審査とし、プロポーザル参加者が提出した集約化計画提案書等を基に選定委員会が別表の基準表に基づき審査を行い、得点の高い者から順に第2次審査に進出する5者を選出する。なお、参加者が5者未満の場合は、第1次審査は実施せず、すべての参加者を第1次審査通過者として扱う。

(2)第2次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）

第2次審査は、プレゼンテーション及びヒアリングによる審査を行う。

プレゼンテーションにおける参加者の持ち時間は20分以内とし、ヒアリングとして10分程度の時間を設けるものとする。

選定委員会は、参加者のプレゼンテーション及びヒアリングについて、別表の基準表に基づき審査を行う。なお、第1次審査の審査結果は第2次審査に持ち越さないものとする。

(3)最低基準点

1者あたりの総得点の満点（第1次審査・第2次審査共通 110点）の5割以上を最低基準点とする。

(4)参加者が1者又はいない場合

参加者が1者のみの場合、審査の結果において得点が最低基準点以上であるときは、当該参加者を受託候補者として選定する。

なお、最低基準点に満たない場合又は参加者がいない場合は再度公募を実施するも

のとする。

(5) 最高得点者が複数となった場合

最高得点者が複数となった場合には、見積金額が最も低い者の提案を採用することとし、当該見積金額も同額である場合には、くじ引きにより採用者を決定するものとする。

(6) 各段階の評価

審査項目の配点は5段階評価とし、各段階の配点は以下のとおりである。

段階	提案の評価	配点	
		10点	20点
A	非常に優れた提案	10点	20点
B	優れた提案	8点	16点
C	標準的な提案	6点	12点
D	やや低い提案	4点	8点
E	低い水準の提案	2点	4点